

就学支援における保育相談支援の在り方について

—— 保育所と通級指導が連携した事例からの考察 ——

大 屋 陽 祐¹⁾

A Study of Childcare Consultation to Support and Prepare Pre-school Children with Disabilities or Special Needs to Enter Elementary School

Yosuke Oya¹⁾

Abstract

This study was conducted to investigate the current situation surrounding childcare consultation support for children with disabilities or special needs. This paper also describes the collaboration that exists between pre-schools and resource rooms to support and prepare children to enter elementary school. As a result of pre-schools and resource rooms working together, it was found that this helped significantly to improve the children's condition and made it easier for them to adjust to their homeroom class. Furthermore, this type of support also improved the way parents view and understand their children's condition. From this investigation, it was further revealed that by offering childcare consultation support, resource rooms become an important form of support for pre-schools. In addition, it was found that the consultation rounds conducted by resource rooms helped to deepen the teachers'/caretakers' level of understanding regarding children with special needs. Finally, this investigation showed that resource rooms also play a crucial role to help detect disabilities or the special needs of children at an early stage.

Key words : school support, childcare consultation support, resource rooms

キーワード : 保育相談支援, 通級指導, 就学支援

1. はじめに

保育現場において、障害児保育を実践する保育所は増加傾向にあり、障害に関する保育相談も増加傾向（三宅，2010；豊田，2012）にある。幼児期の障害に対する相談支援は、保育所のみで

1) 育英短期大学保育学科

対応できる問題が少なく、保健・医療・教育・福祉など様々な分野が連携を図り支援することが望ましい。特に、保育から教育への就学に関する支援に、円滑な支援をするために保育・医療・教育・福祉などの様々な専門分野との連携が不可欠である。

就学に関して保育現場が連携を図る一つとして通級による指導（通級指導と呼称）が考えられる。通級指導は、教育機関の一部であり、幼児を対象とした通級指導も増加傾向にある。保育現場のみでは発達支援が難しい子どもに対して保育相談支援を通して保育所と通級指導が連携を図ることは、支援を必要とする子どもと保護者にとって、小学校就学に対する有用な支援となりえると考えられる。

(1) 保育相談支援について

現在、保育現場においては、ニーズの複雑化に伴い、保育サービスの充実化、保育士の専門性の向上が求められている。2009（平成19）年4月に保育所保育指針が改定され、「保育士の専門性を生かした保護者支援」の必要性がうたわれ、保育所保育指針解説書において保育士の専門性を生かした保育者支援業務が「保育指導」と規定された。この改定に伴い、2010（平成21）年3月に保育士養成検討会によって取りまとめられた「保育士養成課程の改正（中間まとめ）」が発表され、現在の保育現場の状況について「近年、子どもや家庭を取り巻く環境の変化や保護者の就労状況等の多様化がもたらされ、保育士の疲弊感が増している等の指摘がある」、「児童・家庭問題の多様化、複雑化、に対応するため、保育士の専門性の向上や保育所の組織的対応、地域の関係機関との連携等が必要となっている。さらに保育現場における教育的機能や子どもの発達保障への期待感が高まるとともに、次世代育成支援の観点から中学生、高校生などの体験学習等も進んでおり、様々な場面で、保育士の専門性の向上が求められる」と述べられている。そのような中、2011年度より保育士養成校に新保育士養成課程が導入され、その中で、保育指導業務を支える原理並びに専門技術を生かした保育士の専門性が「保育相談支援（演習、1単位）」とされ、標準化されたシラバスをもとに教授されるようになった。

柏木（2011）は、保育相談支援を「保育相談支援とは、子どもの保育の専門性を有する保育士が、保育に関する専門的知識・技術を背景としながら、保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止めつつ、安定した親子関係や養育力の向上をめざして行う子どもの養育（保育）に関する相談、助言、行動見本の提示その他の援助業務の総体」と定義しており、本研究における保育相談支援についても同様の定義とする。

(2) 通級による指導について

通級指導は、学校教育法施行規則第73条の21によると、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害、その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの（以下「特別支援学級の児童及び生徒を除く。」）のうち当該障害に応じた特別の指導の場を行う必要があるものを教育する場である。」と定義されている。

通級指導を行う通級指導教室は、通級指導の対象となる障害の内、比較的軽度の障害がある児

童又は生徒に対して各教科の指導は主に通常学級で行いつつ、個々の障害に応じた特別な指導を行う特別な指導の場であると言える。また、教育課程上では、通級指導を行う場合、特別な教育課程の編成が行える。指導は障害の状態を改善・克服を目的に自立活動を主として行われる。特に必要があるときは各教科の内容を補充する指導も行えるが、補充する指導とは、障害の状態に応じた特別な補充指導となり、単に教科の遅れを補充する指導ではない。指導時間は、自立活動と各教科の補充指導を合わせて年間35単位時間(週1単位時間)からおおむね年間280単位時間(週8単位時間)以内が標準とされている(文部科学省, 2006)。

また、文部科学省の「平成24年度特別支援教育に関する調査の結果(通知)」(2011)によれば、小学校で通級による指導を受ける児童は1993(平成5)年度の11,963名であったのが、2012(平成24)年度は65,456名に増加している。また、通級指導の対象は、2006(平成18)年には、その対象が、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害、その他障害のある者児童又は生徒(特別支援学級の児童及び生徒を除く)」に拡大されており、2006(平成18)年度は3,873名と大幅な増加がみられる。

通級指導の対象となる言語障害は、小学校就学後に発見されるだけでなく、幼児期の段階で発見されることも少なくない。また、発達障害は5歳児健診で障害を発見することが可能となってきた。先行研究においては、発達障害に対する早期発見、早期支援の必要性や障害とは診断されないが通常学級における問題行動などの理由から教師に気になる子どもとして捉えられる子どもに対する支援の必要性も指摘されている(本郷ら, 2003; 天野, 2004; 田中, 2004; 平澤ら, 2005; 杉山ら2006; 本郷ら, 2007; 宮尾, 2007)。そのため、通級指導の対象となる児童の早期発見・早期支援のためには、保育所や幼稚園と通級指導の連携が必要不可欠であることが考えられる。

2. 目的

本研究は、事例検討を通して保育相談支援を実践する上で、保育所が連携を図る通級指導が幼児期の発達保障にどのような役割を果たしているか明らかにするとともに、保育相談支援における通級指導との連携の在り方について検討することとする。

3. 方法

(1) 調査対象

対象児：男児(5歳11ヶ月; 201X年7月現在)

(2) 調査方法

対象児の状態変化について、対象児の行動観察と保護者、担任保育士、通級指導担当教師、通常学級担任教師に対する聞き取り調査を行う。

(3) 調査手続き

対象児の保護者に対して、調査の概要を説明するとともに、個人情報やプライバシーに配慮するため、調査対象児の氏名を匿名とすること、調査時期についても明かさないうことで調査に対する同意を得る。また、調査対象となる保育所長及びA市立H小学校長に同様の説明を行い、調査に対する同意を得る。

(4) 調査対象時期

201X年～201X年（2年間）

4. 結果

保育所5歳児クラスに所属する対象児の行動について、201X年4月より保育活動中に問題行動が見受けられるようになった。担当保育士より保護者に対して同年5月に対象児の保育所での行動について説明がなされ、支援の開始がなされている。

対象児と保護者に対する支援について、「保育相談における対象児と保護者の状態」「就学前になされた支援」「就学における支援」「就学後の対象児の様子」に分けて記載することとする。

(1) 保育相談における対象児と保護者の状態

保育士から保護者に対象児の状態についての説明がなされたことから支援が開始されている。初回保育相談時における保育所及び家庭での対象児の状態は、Table 1 に示す通りである。

Table 1 保育相談時点での対象児の状態

性別	男児
年齢	5歳9ヶ月（201X年5月現在）
保育所での様子	<ul style="list-style-type: none">・落ち着きがなく、周りの幼児と同様の行動をとれないことが多い。・保育士の指示が伝わらないことが多く、指示通り動けないことが多くなる。・発語が上手にできず、担任保育士と会話のコミュニケーションが成立しないことがある。・周りの幼児に対して一方的に話しかけることが多い。
家庭での様子	<ul style="list-style-type: none">・発語はあまり上手ではないが、母親としては理解ができるとのこと。・好きな遊びをみつけると遊ぶ時間が長くなり、なかなか遊びをやめることができない。・一人でおしゃべりしながら、家の中を走り回ったり、歩き回ったりしてしまう。・テレビやゲームなど、視覚刺激が強いものに異常に執着している。・周りに対しては優しく、誰かに悪口を言ったり、暴力を振るうことはない。

保育士からは対象児の保護者に対して、保育所での支援や就学までの準備等について説明がなされるとともに対象児の家庭での様子についての確認もなされている。

保育相談における保護者の主訴は、「子どもを小学校に就学させ、通常学級で過ごさせたい。」ということであった。なお、保育士から保護者に対しては、対象児を保育所と家庭とで支援することについて同意を得ている。

第2回の保育相談において、対象児が発語を上手にできず、保育士や周りの幼児とコミュニケーションが成立しにくいことに対する支援として、保育所から保護者に対してH小学校通級指導教室（以下G通級指導教室と称する）の利用を対象児の母親に提案するとともに通級指導及び利用方法について説明を行った。母親は、担当保育士の提案を肯定的に受け入れ、G通級指導教室を利用することとする。

G通級指導教室では、保育士より事前に面接依頼の連絡を受け、対象児と母親の初回面接についての準備を行った上で対象児の行動観察と母親との面接がなされた。保護者との面接及び対象児の行動観察を経て、対象児には Table 2 に示す発達課題が挙げられ、母親の主訴に沿って、対象児に対する支援の長期目標を「遊びの中で、人とのコミュニケーションをとることができる」「発声発語器官の動きを高め、正しい音を獲得する」とし、短期目標を「気持ちの安定を図る」「友達と活動する」とした。なお、通級指導を利用するにあたり、対象児に対して知能検査は実施されていない。

Table 2 対象児の行動特徴

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・周りの幼児と玩具の貸し借りができない。 ・遊びに夢中になると周りの指示を受け入れない。 ・発音において、タ行がカ行に置換される。 |
|---|

(2) 就学前の支援

就学に向けて短期目標として「気持ちの安定を図る」「友達と活動する」こととし、保育所に通所しつつ、原則火曜日に通級指導を60分間（15：00から16：00）利用することとなった。通級指導は、就学するまでの期間に計23回行われている。また、通級指導と平行しつつ、保育所での対象児に対する保育士の関わり、対象児が日中過ごす保育所の保育環境、保護者に対するケアを目的にG通級指導教室による巡回相談がなされた。

Table 3 通級指導と保育所での対象児に対する対応

指導回数	通級指導内容	保育所での対応・対象児の様子
第1回から第6回	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児の興味、関心がある遊びを行う。 ・うがいしながら声を出す発声練習を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児が話すことを注意深く聞くようにし、対象児の気持ちを理解する。 ・他児とのコミュニケーションを増やす。 ・遊びを多く取り入れる。 ・対象児の保育士に対するコミュニケーションが増加する。
第7回から第17回	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児の興味、関心がある遊びを行う。 ・うがいしながら発声練習を行う。 ・他児との遊びを取り入れる（主にからだを使用した活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所内で、対象児に対する対応についてケース会議を行う。 ・保育所全体として対象児に対する対応を統一する。 ・対象児の発話が増加する。
第18回から第23回	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児の興味、関心がある遊びを行う。 ・うがいしながら発声練習を行う。 ・他児との遊びを取り入れる（玩具の貸しかり等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校についてどのような場所なのか多児も含め指導する。 ・対象児の気持ちの安定がみられ、以前に比べ椅子に座る時間が増加する。 ・他児との玩具の貸し借りができるようになる。

通級指導での対象児に対する指導内容と保育所での対象児に対する対応は Table 3 に示す通りである。Table 3 では、通級指導を行うことで、保育所における対象児の情緒に安定が確認できる。なお、保育所での様子については、対象児の担任保育士よりインタビュー調査を実施した。

巡回相談については、保育所からの依頼で保護者同意のもと、通級指導教室より保育所に対して、2ヶ月に1回（計5回）実施された。巡回相談では通級指導教室における対象児担当教師から保育士に対して通級指導における指導内容、対象児の様子などの情報提供を行い、保育士は保育所での対象児の様子について情報提供を行っている。また、保育所における対象児に対する支援について、巡回相談の際に保育士と通級担当教師とで支援計画を作成し、実施した。

(3) 就学における支援

対象児が小学校に就学するにあたり、就学時健康診断を受診しているが、対象児の言語に関する構音障害について指摘があった。就学先小学校について、対象児はG通級指導教室が同じ校舎内にあるH小学校を希望しており、対象児の居住する地域がH小学校学校区ということもあり、就学前に保護者、小学校長、保育士、通級指導担当教師による面談が行われた。保護者からは就学にあたり、「小学校に就学後も周りの児童と同様の学習を受けさせたい」「コミュニケーションの機会を増やしたい」と希望があり、その希望に沿って通常学級への所属となった。さらに、ことばの発語やコミュニケーションに関する問題行動は確認できるため、通常学級に所属しつつ、通級指導を幼児期からの継続して利用することとなった。

(4) 就学後の対象児の様子

小学校就学後においても保育所では、保護者に対していつでも来所して相談に応じることを伝えるとともに、G通級指導教室との連携を維持することとしている。

就学後の4月から6月（約3ヶ月間）について、通級指導における指導内容を Table 4、通常学級における対象児の状態を Table 5 に示す。なお、通常学級での対象児の状態については、通常学級担任教師に対する聞き取り調査により「授業中の様子」「他児とのコミュニケーション」「学校生活全体」について確認し、作成した。

Table 4 通級指導での対象児に対する指導内容

期間 (指導回数)	通級指導内容
4月(2回)	<ul style="list-style-type: none"> 対象児の興味、関心がある遊びを行う。 うがいをしながら声を出す発声練習を行う。
5月(3回)	<ul style="list-style-type: none"> うがいをしながら声を出す発声練習を行う。 指導内容について、担当教諭と一緒に計画をたてる。 他児との遊びを行う。
6月(3回)	<ul style="list-style-type: none"> 給食を通級指導教室で食べるようになる。 うがいをしながら声を出す発声練習を行う。 他児との遊びを行う（テレビゲーム等）。

Table 5 通常学級での対象児の様子

期間 (指導回数)	通常学級での様子
4月(2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中、席に座り続けることが困難。 ・他児に積極的に話しかける。 ・他児も対象児に対して肯定的印象にみえる。 ・教師の呼びかけに対して返事をしない。 ・生活場面の变化に対する気持ちの切り替えができることが難しい。
5月(3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・給食中に指示に従えず、座っていられなかったり、給食を多く残したりする。 ・他児との会話は一方的に話しかけることがみられる。 ・一人遊びより他児と遊ぶことが多くなる。 ・教師の呼びかけに対して返事をしない。 ・生活場面の变化に対する気持ちの切り替えができることが難しい。
6月(3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中に教諭の指示を遮って話してしまうことがある。 ・教師の指示に対しては素直に従うが、実行する継続時間が短い。 ・他児と遊ぶことが多くなる。 ・通級指導での様子を教師に話すようになる。 ・教師の呼びかけに対して返事をするようになる。 ・生活場面の变化に対する気持ちの切り替えができるが増える。

就学後、通級指導では、対象児に対して幼児期から引き続き、言語指導がなされており、コミュニケーションスキルを身につけさせるため他児との遊びを行うなどの指導がなされた。Table 5を確認すると、対象児が就学当初は、周りの児童とのコミュニケーションが上手にとれないことが確認できるが、6月までにコミュニケーションを図ることができるようになってきていることがわかる。また、保育所は、小学校下校時において、対象児と保護者が保育所に来所することを許可し、子育て相談に応じている。

5. 考察

本事例は、対象児の保育活動中における行動について、保育士が保護者に説明することから支援が開始され、対象児が小学校に就学するまでの期間に保育相談支援がなされている。保育所ではG通級指導教室と連携を図り、Figure 1に示す通り対象児と保護者に対して就学支援を実施している。

発達障害や言語障害など

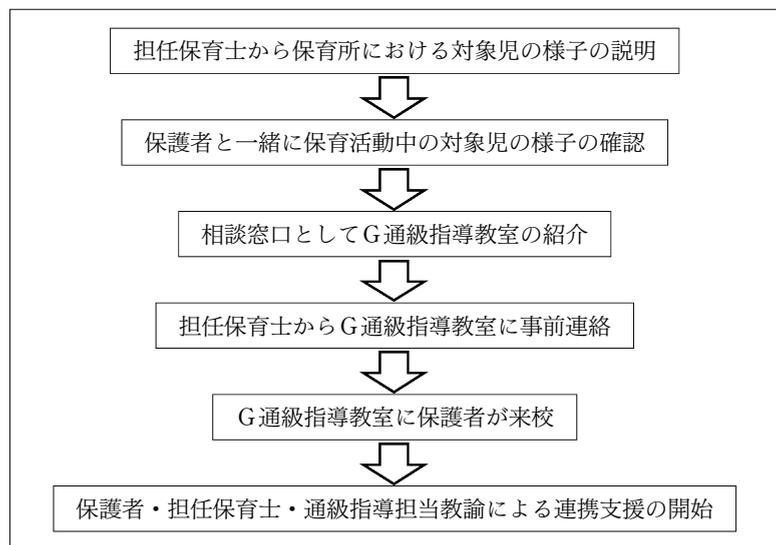


Figure 1 保育所と通級指導教室との連携までの流れ

の障害を抱える児童にとって小学校における集団行動や教科別学習は少なからずストレスがかかることがある(宮尾, 2007)。対象児も保育所から小学校に就学することで、環境が保育から教育に変化し、ストレスがかかると考えられるが、今回、対象児の変化に対するストレスは保護者、保育士、通級指導担当教師、通常学級担任教師からは確認できなかった。このことから、対象児は就学に対するストレスを最小限に抑えて就学できたことが考えられる。対象児のストレスを最小限にできた要因としては、Table 6 に挙げられる就学までの支援が要因であることが推察される。

Table 6 対象児の状態を変化させた要因となる支援及び環境

就学前	<ul style="list-style-type: none"> ・保育相談において、担当保育士が保育所全体として対象児とその保護者を支援することを保育会議で検討し、支援体制が整っていたこと。 ・保育所全体で保護者の親として気持ちを支える働きかけを行い、保護者の育児に対する気持ちを積極的にさせたこと。 ・幼児期から通級指導を利用したこと。 ・通級指導の巡回相談を利用し、保育所、通級、保護者の保育と教育の分野からのアプローチを保護者に行えたこと。
就学後	<ul style="list-style-type: none"> ・自校通級であること。 ・保育所における就学後においても保護者を支える相談体制があること。 ・就学後も、小学校と保育所が連携を図り、対象児と保護者を支援したこと。

保育所では、対象児に対する発達支援だけでなく、保護者に対して育児相談や就学に向けての支援を行っており、保護者の育児に対する肯定感を高めていることがわかる。また、保護者が持つ対象児の就学に対する不安を減少させた要因として、保育士が保護者に通級指導という発達における相談窓口を紹介したことが考えられる。また、対象児が保育所に在所中に、保育士と通級指導担当教師が連携を図り、保育所における対象児の発達指導や保護者支援を行えたことも就学に備えた支援となり得たと考えられる。

さらに、対象児は、保育相談から通級指導での相談・指導を経て、小学校に就学後は、所属する小学校のG通級指導教室を自校通級によって利用している。就学後も対象児に対する通級指導が継続的に実施されていることは、対象児に対する早期支援がなされていると考えられ、対象児が周りの児童に対して消極的にならず、積極的に関わる姿勢につながったのではないかと推察される。

対象児に対する就学前の支援の一つとして、通級指導担当教師による保育所への巡回相談がある。浜谷(2005)は、巡回相談という用語は保育行政や障害児の療育制度において慣習的に使用されてきており、「専門機関のスタッフが保育園を訪問して、子どもの保育園での生活を実際に見たうえで、それに即して専門的な援助を行う」こととみなしている。近年、多くの自治体で、心理職などを保育の現場に派遣する巡回相談事業を実施するようになってきている(近藤ら, 1991)が、巡回相談が実際にどのように機能し何を期待されるかは、その地域の障害児等の療育環境に少なからず影響をうける(浜谷, 2000)ため、各自治体での巡回相談の取り組み方も様々である。G通級指導教室では、幼児期の発達相談を行っており、保育所・幼稚園から依頼を受けて巡回相談を実施している。また、本調査時該当保育所以外にも地域における保育所や幼稚園に対して発

達相談も実施している。

巡回相談の持つ機能として専門機関のスタッフが保育園や幼稚園を訪問して、子どもの園での生活を実際に見たうえで、それに即して専門的な援助を行う（浜谷，2005）ため、保育者の障害のある子どもをみる視点をより実践的に深められること、気になる子どもを保育する上で今後必要な支援として考える保育相談支援を行うにあたり、通級指導による巡回相談は必要であること推察される。

これらのことから、障害に対する保育相談支援を進める上で通級指導との連携は、巡回相談も含め、障害の早期発見・早期支援を促す上で重要な連携であることが考えられる。

5. 本研究の問題と課題

本研究は、就学における保育相談支援の在り方について、保育所と通級指導との連携を検討した。しかし、障害児の就学にあたっては、通級指導だけでなく、医療、保健、福祉など様々な分野との連携によって支援の充実が図られると考えられる。

保育者が気になると捉える子どもや障害児の早期発見・早期支援における連携の在り方について参考にすべき地域として、滋賀県湖南市のような「発達支援システム」がひとつとして考えられる。滋賀県湖南市では、教育委員会と湖南市の各課が連携するため、発達支援室を市役所健康福祉部内に配置し、それとともに公立学校教員が健康福祉部に配置されおり、関係5課（健康政策課、子育て支援課、学校教育課、社会福祉課、商工観光課）が発達支援室を中心に月1回の関係化会議を行い、発達支援システムの共通理解、発達支援システムに関する湖南市条例制定についての原案検討、湖南市版発達支援手帳の作成検討等を実施している。気になる子ども及び発達障害児に対する支援は、地域における様々な機関が連携を図り支援を行うことが重要となる。そのため、様々な機関を管轄する様々な課が連携した支援を行うことが必要となる。

今回は、就学支援について保育相談支援における保育所と連携する機関として通級指導のみに焦点を当てた調査となったが、今後は就学にあたり、対象となる児童と保護者に対して保育所がどのような分野と連携を図ることで支援を充実できるのか、それに伴って保育相談支援の質をどのように向上させるべきか検討する必要があると考えられる。

6. 謝 辞

本研究を行うにあたり、調査において調査対象とさせていただきました対象児とその保護者、保育所長と担任保育士、群馬県A市立H小学校長ならびにG通級指導教室の教師の方々におかれましては、有益な事例をご提供いただきまして心より感謝申し上げます。

参考文献

- (1) 天野 清 (2004) 学習障害の問題解決は幼児期から一幼児に対する LD 予防教育の試み—教育, 6, 38-47.
- (2) 柏木霊峰 (2011) 保育相談支援 ミネルヴァ書房.
- (3) 三宅幹子 (2010) 特別な支援を必要とする就学前児の保育に関わる支援ニーズ, 福山大学人間文化学部紀

要, 10, 131-138

- (3) 浜谷直人 (2000) 障害児保育における保育者への支援—コンサルテーションとしての巡回相談の果たす役割—, 東京都立大学人文学部人文学報教育学, 35, 1-29.
- (4) 浜谷直人 (2005) 巡回相談はどのように障害児統合保育を支援するか: 発達臨床コンサルテーションの支援モデル, 発達心理学研究, 16(3), 300-310.
- (5) 平澤紀子・藤原義博・山根正夫 (2005) 保育所・園における「気になる・困っている行動」を示す子どもに関する調査研究—障害群からみた該当児の実態と保育者の対応および受けている支援から—, 発達障害研究, 26(4), 256-267.
- (6) 本郷一夫・澤江幸則・鈴木智子・小泉嘉子・飯島典子 (2003) 保育所における「気になる」子どもの行動特徴と保育者の対応に関する調査研究, 発達障害研究, 25(1), 50-61.
- (7) 本郷一夫・飯島典子・平川久美子・杉村僚子 (2007) 保育の場における「気になる」子どもの理解と対応に関するコンサルテーションの効果, LD 研究, 16(3), 254-264.
- (8) 宮尾益知 (2007) 「気になる子ども」へのアプローチ ADHD・LD・高機能 PDD のみかたと対応, 医学書院.
- (9) 文部科学省 (2006) 改訂版通級による指導の手引, 第一法規株式会社.
- (10) 文部科学省 (2011) 改訂版通級による指導の手引, 第一法規株式会社.
- (11) 杉山登志朗 (2006) 軽度発達障害, 発達障害研究, 21(4), 152-156.
- (12) 杉山登志朗・辻井 正 (2006) 高機能広汎性発達障害 アスペルガー症候群と高機能自閉症 プレーン出版.
- (13) 柘植政義 (2007) 実践事例に学ぶ特別支援教育体制づくり23 自治体の特色ある取り組みから, 金子書房.
- (14) 田中康雄 (2004) わかってほしい!気になる子, 学研.
- (15) 豊田志保 編 杉本敏夫 (2012) 考え, 実践する保育相談支援 保育出版社.
- (16) 近藤直子・佐々木美智子・白石恵理子・松原巨子 (1991) 自治体における障害乳幼児対策の実態, 障害者問題研究, 67, 42-52.

(2013年12月19日 受理)